

保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「メディカルKitラヴR」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「メディカルKitラヴR」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「メディカルKitラヴR」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

東京海上日動あんしん生命の

メディカルKitラヴR

緩和型

医療保険

(引受基準緩和・無解約返戻金型) 健康還付特別 付加 [無配当]



TOKIO MARINE
NICHIDO

2019年7月



あんしんセエメエ

健康に不安がある方にも、
お役に立てれば嬉しゅうございます。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●給付金額等が削減される場合 ●健康状態・職業等の告知義務 ●保険会社の責任開始期 等

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

(ご契約後のご照会は)

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>
 0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関するご相談>

0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00

土曜 9:00～17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

募資 18-WE08-136

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

この保険の引受保険会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の募集代理店です。

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご注意くださいこと

「メディカルKitラヴR」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命

Medical Kit ^{緩和型} R は、健康に不安のある方にも、“新しい医療保険のカタチ”をご提案します。

3つの健康状態に関する告知項目に該当しなければ、入院、手術、放射線治療について一生涯の保障を確保できます。

さらに…

健康還付給付金支払日の前日までに払い込み
いただいた**主契約の保険料**を
「健康還付給付金」もしくは
「入院給付金等」として
お受け取りいただけます！



健康還付給付金支払日

ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する
年単位の契約応当日

20歳～50歳の場合 → **70歳**

51歳～55歳の場合 → **75歳**

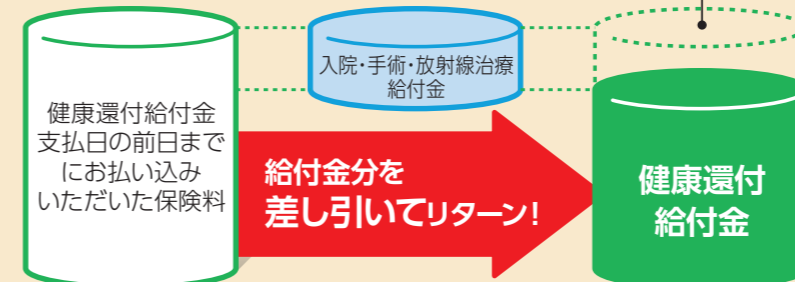
56歳～60歳の場合 → **80歳**



入院給付金等のお受け取りがない場合



入院給付金等のお受け取りがあった場合



●差し引いた額が0円以下となる場合、健康還付給付金はお受け取りいただけません。

お取り扱いについて

- ・ご契約年齢 : 20歳～60歳
- ・保険期間 : 終身
- ・保険料払込期間 : 終身
- ・保険料払込方法 : 月払、年払
- ・保険料払込経路 :
□座振替扱、クレジットカード払扱(*1)
- ・前納の取り扱い : あり
(特約を付加せず、主契約のみの場合)
ご契約年齢に応じ、下記年齢まで
20～50歳の場合→70歳まで
51～55歳の場合→75歳まで
56～60歳の場合→80歳まで
- ・入院給付金日額(*2) :
5,000円、7,000円、10,000円
- ・入院給付金支払限度の型 : 60日型
- ・手術給付金、放射線治療給付金(*2) :

入院中の手術給付金 (骨髄等の採取術を含む)	入院給付金 日額の10倍
上記以外(外来) の手術給付金	入院給付金 日額の5倍
放射線治療 給付金	入院給付金 日額の10倍

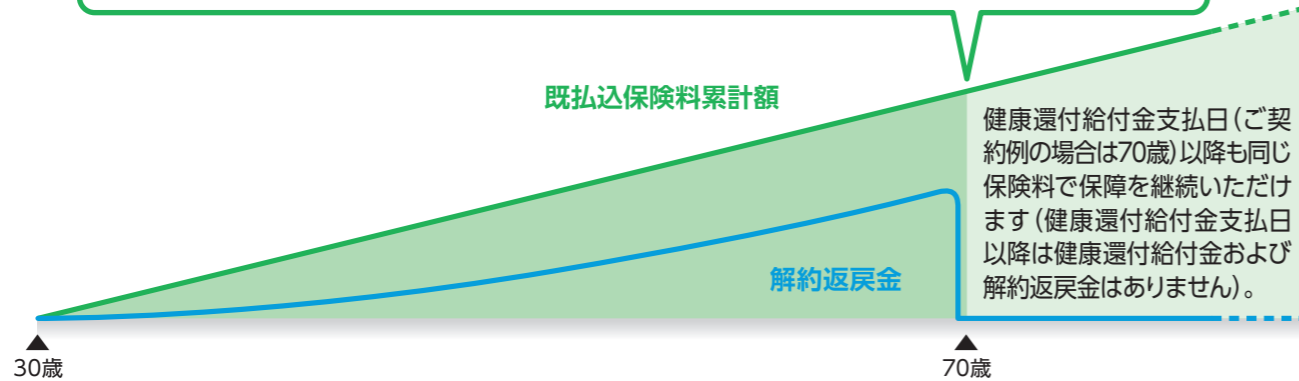
- (*1) 1回分の保険料が、月払、年払ともに、10万円以下のお取り扱いとなります。
- (*2) この保険には支払削減期間が設定されています。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

ご契約例

- ・ご契約年齢 : 30歳(男性)
- ・入院給付金日額 : 10,000円
- ・保険期間 : 終身
- ・保険料払込期間 : 終身
- ・健康還付給付金支払年齢 : 70歳
- ・保険料払込方法 : 月払(口座振替扱)
- ・月払保険料 : 8,400円

健康還付給付金=既払込保険料相当額=403.2万円

※健康還付給付金支払日の前日までに入院給付金等のお受け取りがない場合の金額です。



この保険には、支払削減期間が設定されており、ご契約日の1年後の応当日の前日までの期間についての給付金のお受け取りは、支払削減期間経過後の50%の金額となります。

この保険は、健康状態に不安をかかえている方でも加入しやすいように告知項目を簡素化し、引受基準を緩和した商品です。そのため、東京海上日動あんしん生命の他の医療保険に比べ保険料が割増しされています。健康状態について詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しのない東京海上日動あんしん生命の他の医療保険に加入いただける場合があります。

ご加入前にかかっていた病気が、責任開始期以後に悪化したこと等により入院・手術・放射線治療・先進医療による療養を受けた場合も保障します。ただし、責任開始期前に医師から入院・手術・放射線治療・先進医療による療養をすすめられていた場合等は除きます。

- ・ご職業や既にご契約されている保険との通算などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- ・入院給付金等を受け取られた場合、解約返戻金は、入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数、経過年月数等により異なります)を差し引いた額となります(差し引いた額が0円以下となる場合、解約返戻金のお支払いはありません)。
- ・健康還付給付金は、被保険者が健康還付給付金支払日に生存されている場合にお受け取りいただけます。健康還付給付金支払日までに死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお受け取りいただけます。
- ・健康還付給付金は、主契約の既払込保険料相当額が対象となり、特約の保険料とその給付金は対象ではありません。
- ・健康還付給付金の対象となるのは「月払(口座振替扱)の主契約の保険料」です。年払、前納のご契約も「月払(口座振替扱)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。
- ・健康還付給付金支払日以降にお払い込みいただく保険料に対しては健康還付給付金および解約返戻金はありません。
- ・特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ・特約が更新された場合は、保険料が変更となる場合があります。

※この契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレットに記載の「入院給付金等」とは、主契約の疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金をいいます。

Medical Kit Rの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

Medical Kit Rの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

保障内容

あんしんの保障を一生涯、しかも使わなかった保険料が戻ってきます。

「支払削減期間」とは、ご契約日の1年後の応当日の前日までの期間をいいます。

給付金の種類		お選びいただけます			お支払限度	お支払いについての注意事項
主契約	病気やケガで所定の入院をされたとき	疾病入院給付金 入院給付金日額 10,000円 × 入院日数 支払削減期間中 日額 5,000円 × 入院日数	7,000円 × 入院日数 支払削減期間中 日額 3,500円 × 入院日数	5,000円 × 入院日数 支払削減期間中 日額 2,500円 × 入院日数	1入院 60日 / 通算 1,095日 まで 1入院 60日 / 通算 1,095日 まで	<ul style="list-style-type: none"> 入院給付金日額 × 入院日数をお受け取りいただけます。 1日目からお受け取りいただけます(日帰り入院を含みます)。
	公的医療保険制度の給付対象である手術・放射線治療や骨髄等の採取術を受けられたとき	手術給付金 入院中の手術(骨髄等の採取術を含む) 1回につき 10万円 支払削減期間中 1回につき 5万円	1回につき 7万円 支払削減期間中 1回につき 3.5万円	1回につき 5万円 支払削減期間中 1回につき 2.5万円	回数は無制限 ●傷の処置や抜歯など、お支払いの対象にならない手術・放射線治療や、お支払回数に制限があります。骨髄等の採取術は、責任開始日から1年間を不担保期間とし、1回を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由の変更を行うことがあります。 放射線照射の方法は、体外照射、組織内照射または腔内照射で、その総量が50グレイ以上となる場合に限り(血液照射は対象になりません)。
		放射線治療給付金 上記以外(外来)の手術 1回につき 5万円 支払削減期間中 1回につき 2.5万円	1回につき 3.5万円 支払削減期間中 1回につき 1.75万円	1回につき 2.5万円 支払削減期間中 1回につき 1.25万円		
健康還付特則	健康還付給付金	既払込保険料相当額(主契約) - お受け取りになられた入院給付金等の合計額(主契約)			健康還付給付金支払日に生存されている場合 1回	<ul style="list-style-type: none"> 既払込保険料相当額が健康還付給付金支払日の前日までの入院による入院給付金等のお受け取り合計額を上回る場合は、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます(差額が0円以下となる場合、健康還付給付金のお受け取りはありません)。

オプション(特約) 別途特約保険料が必要です。

引受基準緩和型	がん入院給付金 がん入院給付日数を超過してがんで入院されたとき	日額 10,000円 × [入院日数 - 主契約の疾病入院給付金の支払日数] 支払削減期間中 上記日額の 50%	日額 7,000円 × [入院日数 - 主契約の疾病入院給付金の支払日数] 支払削減期間中 上記日額の 50%	日額 5,000円 × [入院日数 - 主契約の疾病入院給付金の支払日数] 支払削減期間中 上記日額の 50%	日数は 無制限	<ul style="list-style-type: none"> がんで入院されて、主契約の入院保障の下記限度日数のいずれかを超過したときにお受け取りいただけます。 1入院の支払限度日数(60日) 通算の支払限度日数(1,095日)
	先進医療給付金 先進医療を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料 支払削減期間中 先進医療にかかわる技術料の 50% [通算 2,000万円] を保障します。			この特約の保険期間中を 通算して2,000万円	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限ります。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合は、先進医療とはいいません。 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。

「先進医療特約(引受基準緩和型)」の保険期間・保険料払込期間はともに10年となります。更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢・保険料率により計算されます。したがって、更新後保険料は更新前保険料とは異なることがあります。

- 特約の保険料とその給付金は、健康還付給付金の対象となりません。また、特約に解約返戻金はありません。
- 特約を付加した場合、「前納」はお取り扱いをいたしません。

保険金・給付金のお支払事由や保険金・給付金をお支払いできない場合などの詳細は、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

メディカルキーマンの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

メディカルキーマンの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について
 商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
 ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>
 東京海上日動あんしん生命カスタマーセンター
 〈商品についてのご案内〉
 ☎ 0120-300-352
 〈上記以外の生命保険全般に関わること〉
 ☎ 0120-016-234
 受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

1 メディカルKitラヴRの特長としくみ

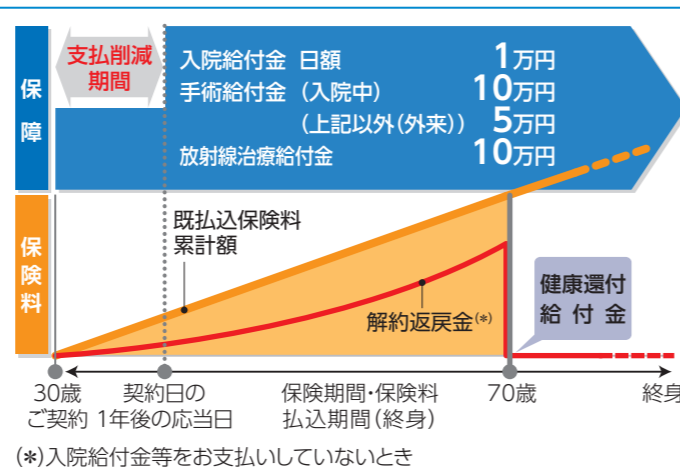
特長

- 健康状態に不安をかかえている方もご加入しやすいように引受基準を緩和しています。
- 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療の保障を一生確保できます。
- 健康還付給付金支払日の前日までの既払込保険料相当額が入院給付金等のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。

ご契約例 (入院給付金日額10,000円の場合)

計算基準日：2019年8月1日

- ・ご契約年齢：30歳(男性)
- ・入院給付金日額：1万円(支払限度日数:1入院60日)
- ・手術給付金：入院中10万円(骨髄等の採取術を含む)、上記以外(外来)5万円
- ・放射線治療給付金：10万円
- ・健康還付給付金支払日：70歳の年単位の契約応当日
- ・月払保険料(口座振替扱)：8,400円
- ・無解約返戻金期間：保険料払込期間と同一(健康還付特例は健康還付給付金支払日以後)



- ・この保険は、東京海上日動あんしん生命が別途販売している医療保険「メディカルKit R」「メディカルKit R 2018」と比べて引受基準を緩和しているため、保険料が割り増しされています。
- ・健康状態について詳細な告知をいただくことで、保険料の割り増しのない「メディカルKit R」「メディカルKit R 2018」にご加入いただける場合があります。
- ・この保険には、支払削減期間が設定されており、契約日の1年後の応当日の前日までの期間についての給付金のお支払いは支払削減期間経過後の50%の金額となります。

- 健康還付給付金支払日は、ご契約年齢に応じ、下記年齢の年単位の契約応当日となります。20歳～50歳の場合 → 70歳、51歳～55歳の場合 → 75歳、56歳～60歳の場合 → 80歳
- 健康還付給付金支払日以降も加入時と同額の保険料をお払い込みいただくことで、生涯の医療保障が続きます。
- 主契約・特約の責任開始期については **P.13** 注意喚起情報「3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します」をご確認ください。

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。被保険者が健康還付給付金支払日に生存されているときに、主契約の既払込保険料相当額から健康還付給付金支払日の前日までの入院等に対して支払われる入院給付金等を差し引いた金額を健康還付給付金としてお支払いします(差し引き後の金額が0円以下になるときは、健康還付給付金のお支払いはありません)。なお、この保険は死亡または高度障害の保障はありません(被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします)。

3 主契約・付加できる主な特約の概要、給付金額について

この保険で支払われる給付金は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加されている場合のみお支払いの対象となります。

主契約・特約等	給付金の種類	お支払事由の概要	給付金額	受取人	ご注意いただきたいこと
医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)(主契約)	疾病入院給付金	病気ですべての入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の入院に対する支払限度日数は、60日(通算の支払限度は1,095日)となります。 ・支払削減期間中の給付金のお支払いについて をご覧ください。
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガで、180日以内に所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数		<ul style="list-style-type: none"> ・1回の入院に対する支払限度日数は、60日(通算の支払限度は1,095日)となります。 ・支払削減期間中の給付金のお支払いについて をご覧ください。
	手術給付金	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき	入院中の手術(骨髄等の採取術を含む) 入院給付金日額 × 給付倍率(10倍) ----- 上記以外(外来)の手術 入院給付金日額 × 給付倍率(5倍)	<ul style="list-style-type: none"> ・傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術やお支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術が対象となり、支払限度回数は1回となります。 ・手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 ・公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。 ・支払削減期間中の給付金のお支払いについて をご覧ください。 	
	放射線治療給付金	病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 給付倍率(10倍)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射で、総量が50グレイ以上となる場合に限り(血液照射は対象になりません)。また、電磁波温熱療法を対象として含みます。 ・お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、支払対象となった最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。 ・放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 ・公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。 ・支払削減期間中の給付金のお支払いについて をご覧ください。 	
健康還付特約	健康還付給付金	被保険者が健康還付給付金支払日 ^(*) に生存しているとき (*)ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日 20歳～50歳の場合 → 70歳 51歳～55歳の場合 → 75歳 56歳～60歳の場合 → 80歳	[既払込保険料相当額] - [入院給付金等の合計額]	契約者	<ul style="list-style-type: none"> ・既払込保険料相当額は、「月払/口座振替扱の保険料相当額(特約の保険料は含みません) × 12 × 契約日から健康還付給付金支払日の前日までの年数」により計算します。 ・入院給付金等の合計額は、健康還付給付金支払日の前日までの入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額(特約の給付金は含みません)となります。 ・既払込保険料相当額から入院給付金等の合計額を差し引いた金額が0円以下になるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。 ・健康還付特約のみの解約はできません。

主契約・特約等	給付金の種類	お支払事由の概要	給付金額	受取人	ご注意いただきたいこと
(引)受基準緩和型	がん入院給付金	がん(悪性新生物および上皮内新生物)により入院をした場合、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1入院の支払限度日数または通算の支払限度日数に達したとき	がん入院給付金日額 × 〔入院日数〕— 〔主契約の疾病入院給付金の支払日数〕	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 支払削減期間中の給付金のお支払いについて をご覧ください。
	先進医療給付金	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料		

支払削減期間中の給付金のお支払いについて

入院・手術・放射線治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> 契約日の1年後の応当日の前日までの期間を支払削減期間とします。 支払削減期間中にお支払事由が発生した場合、お支払いする給付金額は、次のとおりです。 表中の「給付金額」の50%
先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> 契約日の1年後の応当日の前日までの期間を支払削減期間とします。 支払削減期間中にお支払事由が発生した場合は、通算2,000万円を限度として「先進医療にかかわる技術料」の50%をお支払いします。

〈保険料の払込免除について〉

保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ■以下に該当したとき、将来の保険料のお払い込みが免除となります。 <ul style="list-style-type: none"> 主契約の責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害の状態になられたとき ■主契約の保険料のお払い込みが免除となる場合は、特約の保険料のお払い込みも免除されます。
----------	---

4 お取り扱いについて

ご契約年齢	給付金額				
	主契約(*1)			がん入院支払日数無制限特約(引)受基準緩和型(*1)	先進医療特約(引)受基準緩和型(*2)
	入院給付金	手術給付金	放射線治療給付金	がん入院給付金	先進医療給付金
20~60歳	10,000円 7,000円 5,000円	入院中の手術 (骨髄等の採取術を含む) 入院給付金日額 × 10 上記以外(外来)の手術 入院給付金日額 × 5	入院給付金日額 × 10	がん入院給付金日額 × 〔入院日数〕— 〔主契約の疾病入院給付金の支払日数〕 (任意付加)	所定の先進医療にかかわる技術料 (任意付加)

保険期間(*3)	保険料払込期間(*3)	入院給付金の支払限度の型	健康還付給付金の支払対象年齢	
終身	終身	60日型	契約年齢	健康還付給付金の支払対象年齢
			20~50歳	70歳
			51~55歳	75歳
			56~60歳	80歳

- (*1) 契約日の1年後の応当日の前日までの期間を支払削減期間とします。
支払削減期間中にお支払事由が発生した場合、お支払いする給付金額は、次のとおりです。
表中の「給付金額」の50%
- (*2) 契約日の1年後の応当日の前日までの期間を支払削減期間とします。
支払削減期間中は、通算2,000万円を限度として「先進医療にかかわる技術料」の50%をお支払いします。
- (*3) 先進医療特約(引)受基準緩和型の保険期間・保険料払込期間は10年です。

- 先進医療特約(引)受基準緩和型は、1契約限りのお申し込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含まれます)。
- お申し込み時に医師の診査は不要です(告知のみでお申し込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合や職業による制限がある場合、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取り扱いをいたします。
- 特約の更新について、詳しくは P.10 「7. 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)」をご覧ください。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

5 保険料のお払い込みについて

払込期間	終身
払込方法	月払、年払
前納(*)する場合の払込期間	ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納 20歳～50歳の場合 → 70歳まで、51歳～55歳の場合 → 75歳まで、56歳～60歳の場合 → 80歳まで
払込経路	口座振替扱、クレジットカード払扱

(*) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお払い込みいただく払込制度で、割り引きがあります。ただし、特約を付加する場合は、お取り扱いできません。

- 契約日は、月払の場合は主契約の責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なる場合があります。

6 解約返戻金について

- 主契約の基本保障部分・付加される特約には、解約返戻金はありません。
- 健康還付特則部分は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・入院給付金等の支払額(*)により異なります。
(*) 入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数・経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、入院給付金等の支払額によっては解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 健康還付特則のみの解約はできません。

7 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)

先進医療特約(引受基準緩和型)を付加した場合は、特約の保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、次のとおり自動的に特約が更新されます。

- ご契約者から特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、90歳まで保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間も10年となります(東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されますが、給付金のお支払い、保険料の払込免除および責任開始期につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとしてお取り扱いいたします。
- 更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときなど、所定の要件を満たさない場合は更新できないことがあります。

8 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

9 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

10 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書・お手続き画面等の該当箇所をご確認ください。
- 三菱UFJ銀行では、超保険(*)のお取り扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
(*)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日。第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、クーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返します。なお、ご提出いただいた申込関係書類(申込書・告知書・報状等)は、ご返却いたしません。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じますので、必ず**郵便にて**お申し出ください。クーリング・オフ書面の記載方法および送付先等については「ご契約のしおり」をご参照ください。
- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**保険販売資格をもつ募集人(三菱UFJ銀行の担当者)に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

告知の内容に応じたご契約のお引き受けについて

- この保険は、健康状態に不安をかかえている方もご加入しやすいように引受基準を緩和していますが、告知いただいた内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります(告知書の質問事項の「はい」に該当する場合はお引き受けできません)。

告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、給付金等をお支払いできないことがあります。

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません**(*)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
(*)ただし、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

この保険にご加入される場合、以下の事項にご留意ください。

- この保険は、健康状態に不安をかかえている方もご加入しやすいように引受基準を緩和しています。このため、東京海上日動あんしん生命が別途販売している医療保険「メディカルKit R」「メディカルKit R 2018」に比べ**保険料が割り増しされています。**
- 健康状態について詳細な告知をいただくことで、**保険料の割り増しのない「メディカルKit R」「メディカルKit R 2018」にご加入いただける場合があります。**
- この保険には、支払削減期間が設定されており、**契約日の1年後の応当日の前日までの期間についての給付金のお支払いは支払削減期間経過後の50%の金額となります。**

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、第1回保険料の払込方法に応じて、責任開始期は以下になります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日」のいずれか遅い時。
②クレジットカードによりお支払いされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日」のいずれか遅い時。

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお支払い込みください

- 払込期月内にお支払いのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお支払いいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約当日まで

- 払込猶予期間内にお支払いがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお支払いが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお支払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**給付金等のお支払いや保険料のお支払い込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による支払事由該当の場合 など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お支払いいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合(例:給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき/ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお支払い込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なります。
 - 主契約の基本保障部分・付加される特約には、解約返戻金はありません。**
 - 健康還付特則部分については、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数、経過年月数および入院給付金等の支払額^(*)により異なります。**入院給付金等の支払額によっては、解約返戻金がまったくない場合もあります。**
- (*)入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数、経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- 健康還付特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗り換えはお客さまにとって不利益になることがあります

保険契約の乗り換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - ・新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
 - また、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - ・新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たな保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
 - ・新たな保険契約のお引き受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。

9 税務のお取り扱いについて

- お払い込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
(所得税の介護医療保険料控除額) (住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000円を超えるとき	一律 40,000円	56,000円を超えるとき	一律 28,000円

一般の生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。


- 保険料の一部は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象外となります。
生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となる保険料は、この保険と同条件でご契約された場合の東京海上日動あんしん生命の健康還付特約が付加されていない医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)の保険料相当額となります。実際の生命保険料控除額は東京海上日動あんしん生命からご案内する生命保険料控除証明書にてご確認ください。
- 入院給付金等をお受け取りになる場合
保険金・給付金等は、被保険者、その配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取人のときは税金がかかりません。
- 健康還付給付金をお受け取りになる場合
契約者=受取人となるため、健康還付給付金は一時所得として所得税および住民税の対象となります。
(2019年5月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いについて記載しています。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

10 給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)または東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

給付金請求の
お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)


- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理して(健康還付特則については、あらかじめ指定した指定代理請求人から)ご請求いただくことができます。代理請求できる方に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 給付金等のご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 **0120-016-234**
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

あんしん生命のお客さまへの特別なサービス

2019年7月1日現在

ご契約者さま・被保険者さまおよびそのご親族(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)の方がご利用いただけます。 **無料**

サービス名	サービス内容	連絡先
日常の健康管理、病気の早期発見に	人間ドック・脳ドック・がんPET検診 優待サービス 人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望に沿った施設のご紹介と予約を行います。当社のお客さま向け優待割引料金で受診することができます。 ※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合があります。	0120-633-877 <受付時間> 9:30~17:30 (土・日・祝日、8/12~16、12/29~1/5を除く)
おからだの悩みがあったら	●緊急医療相談／一般の健康相談 救急救命センターに勤務する現役の救急専門医と、豊富な臨床経験を有した看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだのお悩みなどについて電話で的確にアドバイスします。 ●医療機関案内 夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅行での最寄りの医療機関、女性医師のいる病院など、全国45万件のデータベースからお客さまのご要望に応じた医療機関を電話でご案内します。 ●予約制専門医相談 (事前予約制) 「病院に行く前に相談したい」「治療を続けているが不安がある」など、日頃のおからだの不調やお悩みに関して、様々な分野で高度な知識を有する専門医が電話でアドバイスします。 ●転院・患者移送手配 出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。 ※転院などの実費はお客さま負担となります。	0120-363-992 <24時間・365日>
日常生活の様々なサポートに	●社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士または弁護士が電話でお応えします。 ●法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でお応えします。 ●暮らしの情報提供 グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。	0120-285-110 <受付時間> 社会保険 10:00~18:00 法律 10:00~18:00 税務 14:00~16:00 暮らし 10:00~16:00 土・日・祝日、年末年始を除く
がんがんと診断されたら	がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが電話でお応えします。がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。 (事前予約制) ご契約者さま・被保険者さまががんがんと診断された場合に、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。不安やお悩みの原因について一緒に考え、お役に立てるような情報やツールをご提供します。 (事前予約制)	0120-363-992 <24時間・365日>
介護のお悩みに	●電話介護相談 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 ●各種サービスの優待紹介 高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。サービスのご利用に係る費用はお客さまのご負担となります。 ●インターネットによる介護情報サービス 情報サイト「介護情報ネットワーク」(https://www.kaigonw.ne.jp/)を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を提供します。	0120-428-834 <受付時間> 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く

※各サービスは予告なく変更・終了となる場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

あんしん生命は保険金・給付金のお支払いだけでなく、病気の予防・早期発見から罹患後、日常生活のサポートまで総合的にお客様にお役に立つ保険会社を目指しています。

あんしんセエメエの健康・長生き学園

健康・長生き学園

検索

あんしん生命と東京海上グループ会社が持つ、健康・長生き・介護に関する様々な情報を提供するWebサイトです。

主なコンテンツ

健康寿命を伸ばそう

- 事例でみる5疾病
- 生活習慣病のチェックと予防
- アンチエイジング研究に基づく、健康と長生きのヒント

豊かな老後のために

- セカンドライフに必要な資金
- 介護のための「知識」と「備え」



<https://www.anshin-gakuen.jp/>